

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当する
か否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 24 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 新 谷 志 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 8 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 14 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 10 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 11 月 6 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 10 月 21 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 21 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 24 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	13,718,000 10,974,400	一括	2,750,000	86,942	22,606
1	2,716,000				
2	1,000				
3	11,001,000				
				</	



物 件 目 録

1 所 在 東広島市西条町田口字三升原

地 番 3 5 4 6 番 4

地 目 宅地

地 積 2 5 0 . 5 3 平方メートル

2 所 在 東広島市西条町田口字三升原

地 番 3 5 4 6 番 1

地 目 雑種地

地 積 2 . 9 9 平方メートル

持分30分の1

3 所 在 東広島市西条町田口字三升原3 5 4 6 番地 4

家屋 番号 3 5 4 6 番 4

種 類 居宅

構 造 木造陸屋根・スレートぶき2階建

床 面 積 1階 5 3 . 7 5 平方メートル
2階 4 6 . 0 0 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 8月 8日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 新 谷 志 保

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者及び売却対象外の共有持分を有する共有者らが占有している。

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調



査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 東広島市西条町田口字三升原

地 番 3 5 4 6 番 4

地 目 宅地

地 積 2 5 0 . 5 3 平方メートル

2 所 在 東広島市西条町田口字三升原

地 番 3 5 4 6 番 1

地 目 雑種地

地 積 2 . 9 9 平方メートル

持分 3 0 分の 1

3 所 在 東広島市西条町田口字三升原 3 5 4 6 番地 4

家屋 番号 3 5 4 6 番 4

種 類 居宅

構 造 木造陸屋根・スレートぶき 2 階建

床 面 積 1 階 5 3 . 7 5 平方メートル
2 階 4 6 . 0 0 平方メートル



令和 7 年(ケ)第 61 号
令和 7 年 5 月 26 日受理
令和 7 年 6 月 **17** 日提出

現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 東広島市西条町田口字三升原
地 番 3 5 4 6 番 4
地 目 宅地
地 積 2 5 0 . 5 3 平方メートル
所有者 A

2 所 在 東広島市西条町田口字三升原
地 番 3 5 4 6 番 1
地 目 雑種地
地 積 2 . 9 9 平方メートル
共有者 A 持分 3 0 分の 1

3 所 在 東広島市西条町田口字三升原 3 5 4 6 番地 4
家屋 番号 3 5 4 6 番 4
種 類 居宅
構 造 木造陸屋根・スレートぶき 2 階建
床 面 積 1 階 5 3 . 7 5 平方メートル
2 階 4 6 . 0 0 平方メートル
所有者 A

不動産の表示	『物件目録』のとおり			
住居表示	広島県東広島市西条町田口3546番地4			
土地	物件 1			
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）			
形状	☒ 公図（法第14条第1項地図）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 『占有者及び占有権原』のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は『目的外建物の概況』のとおり）			
その他の事項	本土地は東側が東広島市道（田口東48号線）に接面している。			
建物	物件 3			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を「住居」として使用している。 ☐ 『占有者及び占有権原』のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は『目的外土地の概況』のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、『■』の箇所の記載のとおり

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	広島県東広島市西条町田口3546番地7				付近
土地	物件 2				
現況地目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☒ 雑種地（物件 2） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐				
形状	☒ 公図（法第14条第1項地図）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者（共有者ら） ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☒ 上記の者が本土地上にゴミステーションを設置して使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐				
その他の事項	本土地は南西側が東広島市道（田口東48号線）に接面している。				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日] 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号				
建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■ 所有者	1 本件建物では私が一人で暮らしています。 2 本件建物内で猫2匹を飼育しています。 3 本件建物に特段の不具合はありません。

(執行官の意見用)

執行官の意見
本件土地建物の状況は、別紙土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりであり、本件建物内の状況から、同建物には関係人の陳述に沿った形の占有が認められた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年5月29日（木） 12：55—13：10	広島法務局東広島支局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
令和7年5月29日（木） 13：20—13：35	東広島市役所	建物課税等調査
令和7年5月29日（木） 13：50—14：15	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和7年6月13日（金） 13：30—14：00	物件所在地	所有者と面談 占有関係・間取等調査、写真撮影（評価人同行）

（特記事項）

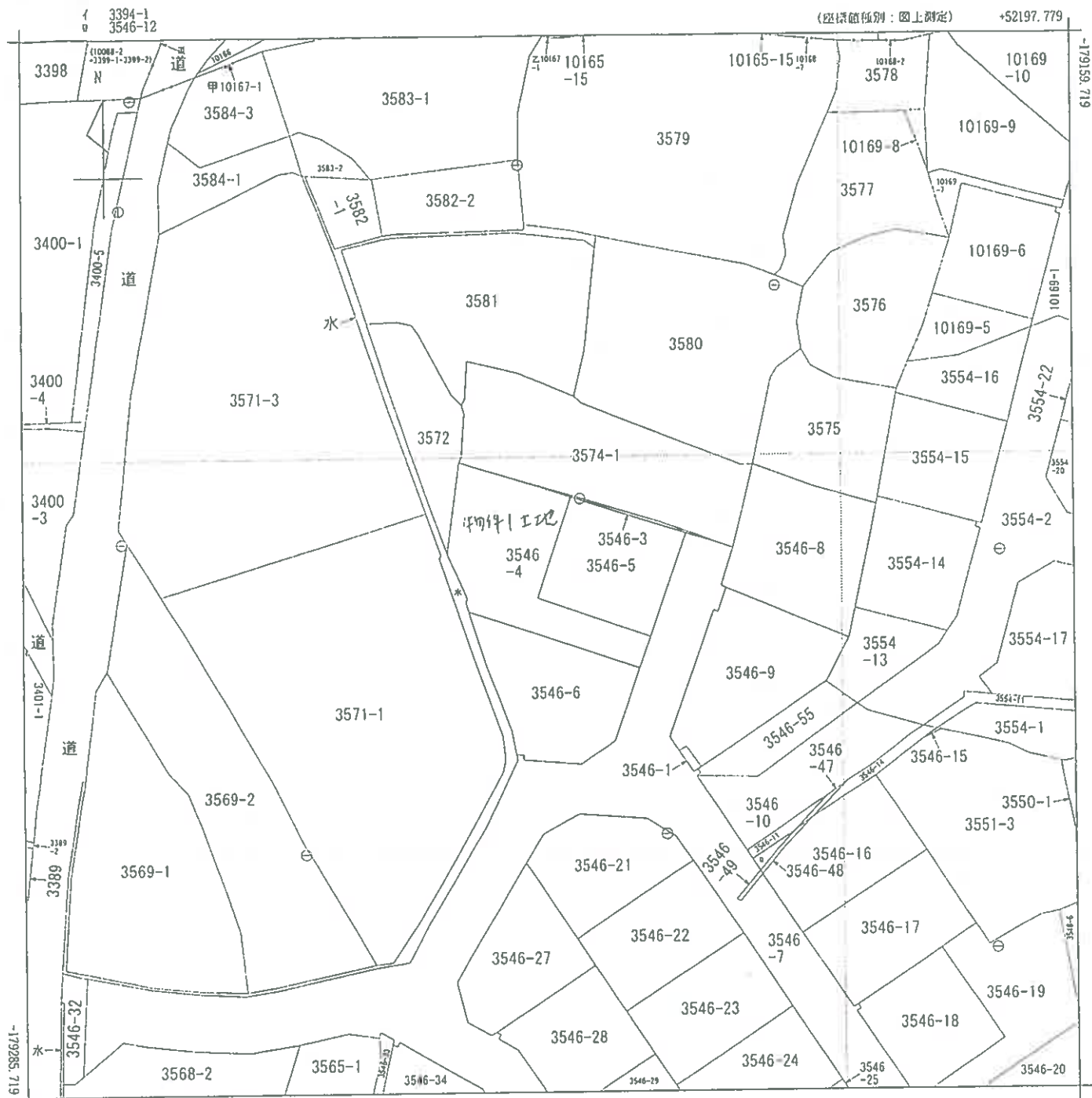
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行し、立会人を立ち会わせて調査を実施した。

☒ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



地番区域見出
西条町田口

請求部	所在	東広島市西条町田口字三升原				地番	3546番4			
出力尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)			
作成年月日					備考年月日(原図)					補記事項

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年5月29日
広島法務局東広島支局
登記官

請求番号: 11-1
(1/1)

(6枚目)

縮小(A3→A4)
公用

登記年月日：平成24年7月17日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
令和7年5月29日 広島法務局東広島支局 登記官

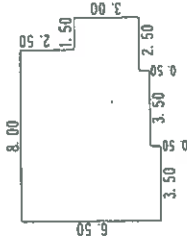
(7 枚目)

各 階 平 面 図 建 物 図 面

家 屋 番 号 3 5 4 6 番 4

建物の所在 東広島市西条町田口字三升原3546番地4

1 階

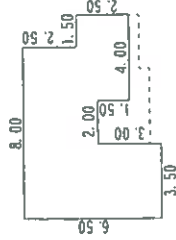


求 積 表

1.50 × 3.00	= 4.5000
1.00 × 5.50	= 5.5000
3.50 × 6.00	= 21.0000
3.50 × 6.50	= 22.7500

合 計	53.7500
床面積	53.75 m ²

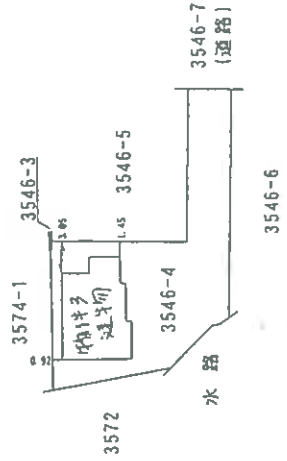
2 階



求 積 表

1.50 × 2.50	= 3.7500
2.50 × 5.00	= 12.5000
2.00 × 3.50	= 7.0000
3.50 × 6.50	= 22.7500

合 計	46.0000
床面積	46.00 m ²



作成

縮尺 250

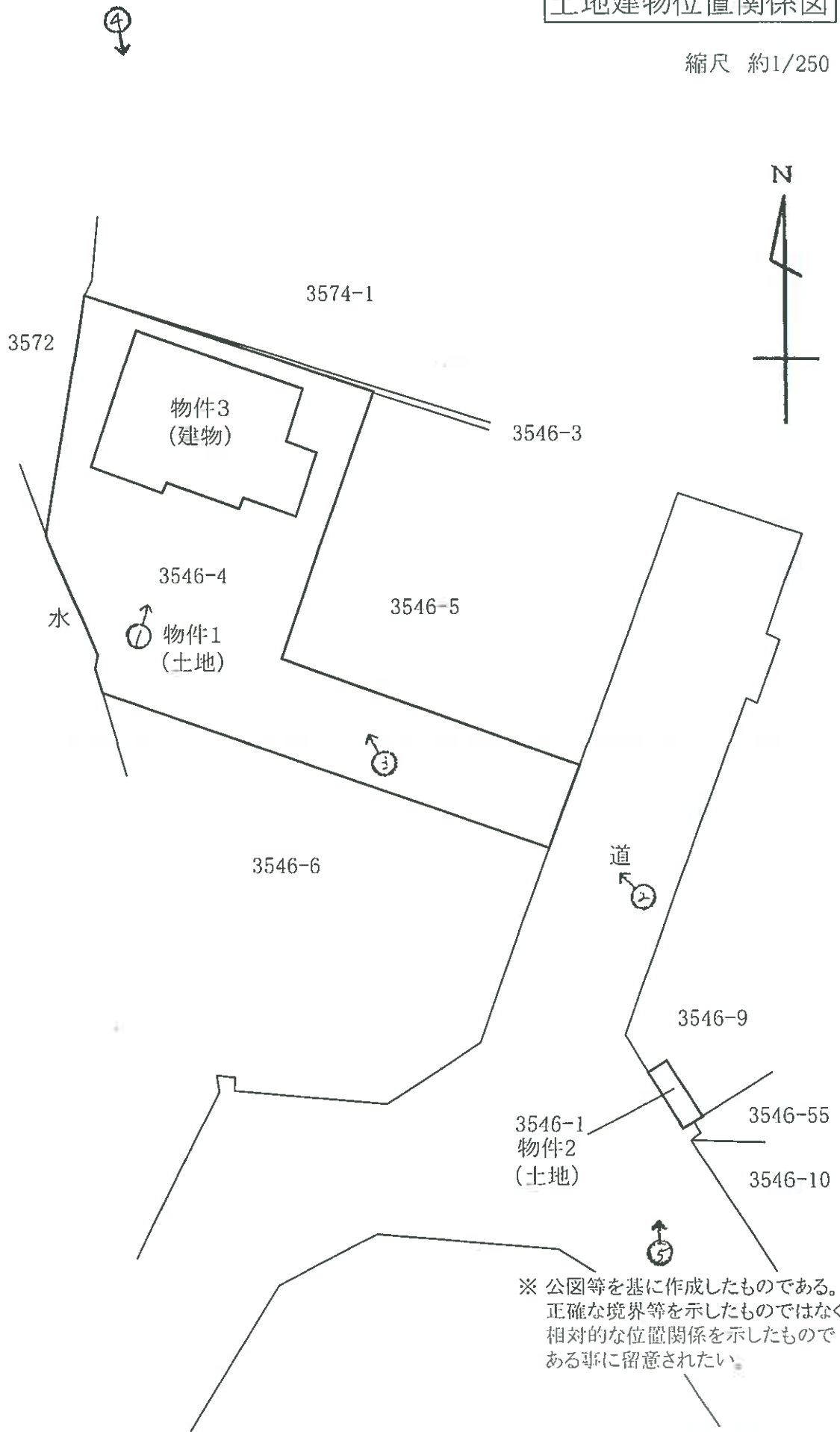
申請人

縮尺 500

縮小(A3→A4)

土地建物位置関係図

縮尺 約1/250

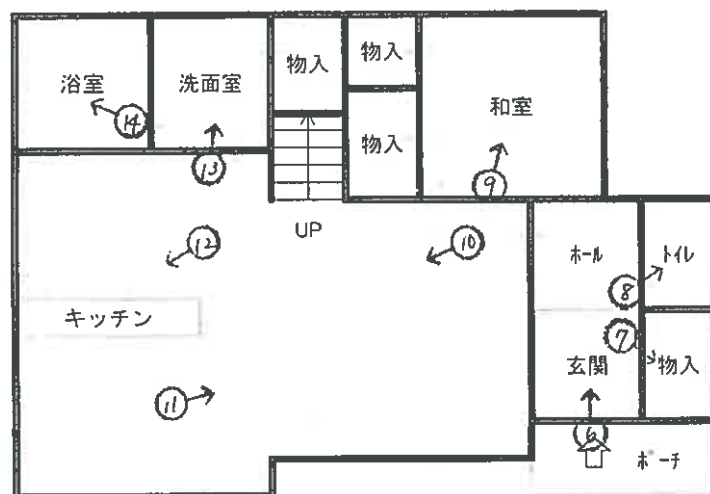


間取図

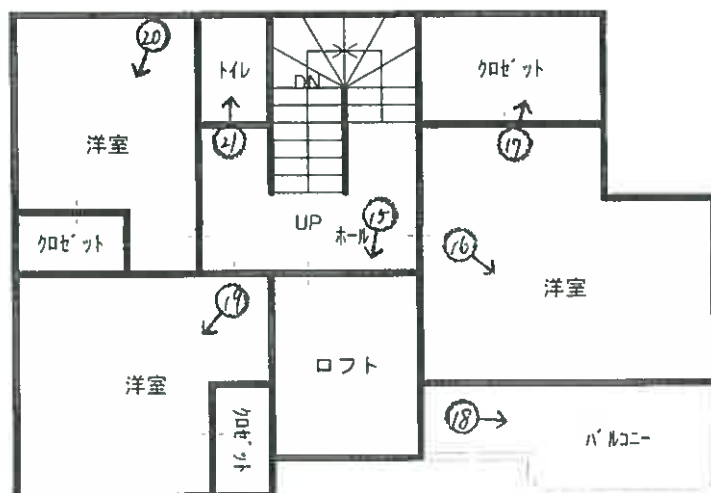
縮尺 約1/100



1階

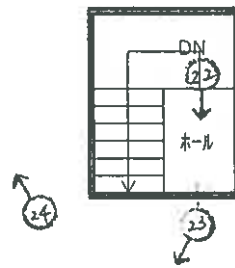


2階



凡例 ○→ 写真撮影方向

塔屋



凡例 ○→ 写真撮影方向

(10枚目)

写真1



写真2

本件建物



東広島市道（田口東48号線）

写真3



写真4

本件建物



写真5

物件1 土地

物件2 土地

東広島市道
田口東48号線



写真6



写真7



写真8



写真9



写真1 0



写真1 1



写真1 2



写真13



写真14



写真15



写真16



写真17



写真18



写真19



写真20



写真21



写真 2 2



写真 2 3



写真 2 4



令和 7 年 (ケ) 第 61 号
令和 7 年 6 月 13 日現地調査
令和 7 年 7 月 8 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

村 永 朋

印

第1 評価額

一括価格	
金 13,718,000 円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 2,716,000 円
物件2(土地)	金 1,000 円
物件3(建物)	金 11,001,000 円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	東広島市西条町田口字三升原 3 5 4 6 番 4 宅 地 250.53 m ²	同 左
2	所 在 地 番 地 目 地 積 持 分	東広島市西条町田口字三升原 3 5 4 6 番 1 雑種地 2.99 m ² 30分の1	同 左
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	東広島市西条町田口字三升原 3 5 4 6 番地 4 3 5 4 6 番 4 居 宅 木造陸屋根・スレートぶき 2階建 1階 53.75 m ² 2階 46.00 m ² 延べ 99.75 m ²	同 左
番号	特 記 事 項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位 置 ・ 交 通	J R山陽本線「西条」駅の 南方・直線距離 約5.4km 「三升原」バス停の 北方・直線距離 約270m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は、ミニ開発された一般住宅等が多く、共同住宅も混在する地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% なし 宅地造成工事規制区域	
画 地 条 件	規 模 物件1 250.53 m ²	間 口 約 4 m 奥 行 約 25 m 形 状 袋地 接 面 状 況 中間画地 そ の 他 地勢ほぼ平坦 物件2 2.99 m ² ゴミステーション	
接面道路の状況	南東側 約 6 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高		
土地の利用状況等	物件1の現状は物件3の建物が存する。 物件2の現状はゴミステーションが存する。 隣地は戸建住宅等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特 記 事 項	特になし。		

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）： 平成24年7月9日 新築 経 過 年 数：約 13 年 経済的残存耐用年数：約 30 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： サイディング・磁器質タイル等 内 壁： クロス等 天 井： クロス等 床： フローリング・畳・タイル等 設 備： 電気、給排水等 その他： 当該建物はオール電化住宅である。
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居 宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普 通
保守管理の状態	普 通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	特になし。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）・更地価格（物件2）

目的土地の建付地価格および更地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持 分 オ	建付地価格(円) ※更地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	47,800	0.80	250.53	0.90	1	8,622,000
2	47,800	0.50	2.99		1/30	※ 2,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員6m舗装市道に略等高接面する地積約180㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（東広島-13）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補 正 c	地域格差 d	規準価格 (円/㎡) a×b×c×d
47,800	$\frac{101}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{101}$	47,800

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

(物件1)

袋地	0.80
相乗積	0.80

(物件2)

単独利用困難	0.50
相乗積	0.50

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格 (円) ア×イ×ウ×エ
3	220,000	99.75	0.50	1	10,973,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
13 年	30 年	43 年

残価率	観察減価
5 %	30 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.50$$

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	8,622,000	0.55 法定地上権	4,742,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 55 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,622,000	－ 4,742,000		1.00	0.70	2,716,000
2	2,000			1.00	0.70	1,000
3	10,973,000	＋ 4,742,000	1.00	1.00	0.70	11,001,000
一括価格 (合計)						13,718,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（東広島－13）

所 在 : 東広島市西条町田口字三升原3416番8
価 格 : 47,800円/㎡
位 置 : JR山陽本線「西条」駅 南方 道路距離 約6.6kmに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 196㎡
供給処理施設 : 水道・下水
接 面 街 路 : 西側 4.3m市道
都市計画区分 : 市街化区域
用途指定等 : 第1種中高層住居専用地域（建蔽率60%，容積率200%）
地域の概要 : 中規模一般住宅、アパート等が混在する住宅地域。

2 固定資産税評価額(令和 7 年度)

物件1	6,619,754 円	(1㎡当たり 26,423 円)	課税地積	250.53 ㎡
物件2	105 円	(1㎡当たり 35 円)	課税地積	2.99 ㎡
物件3	4,884,321 円	(1㎡当たり 46,628 円)	課税床面積	104.75 ㎡

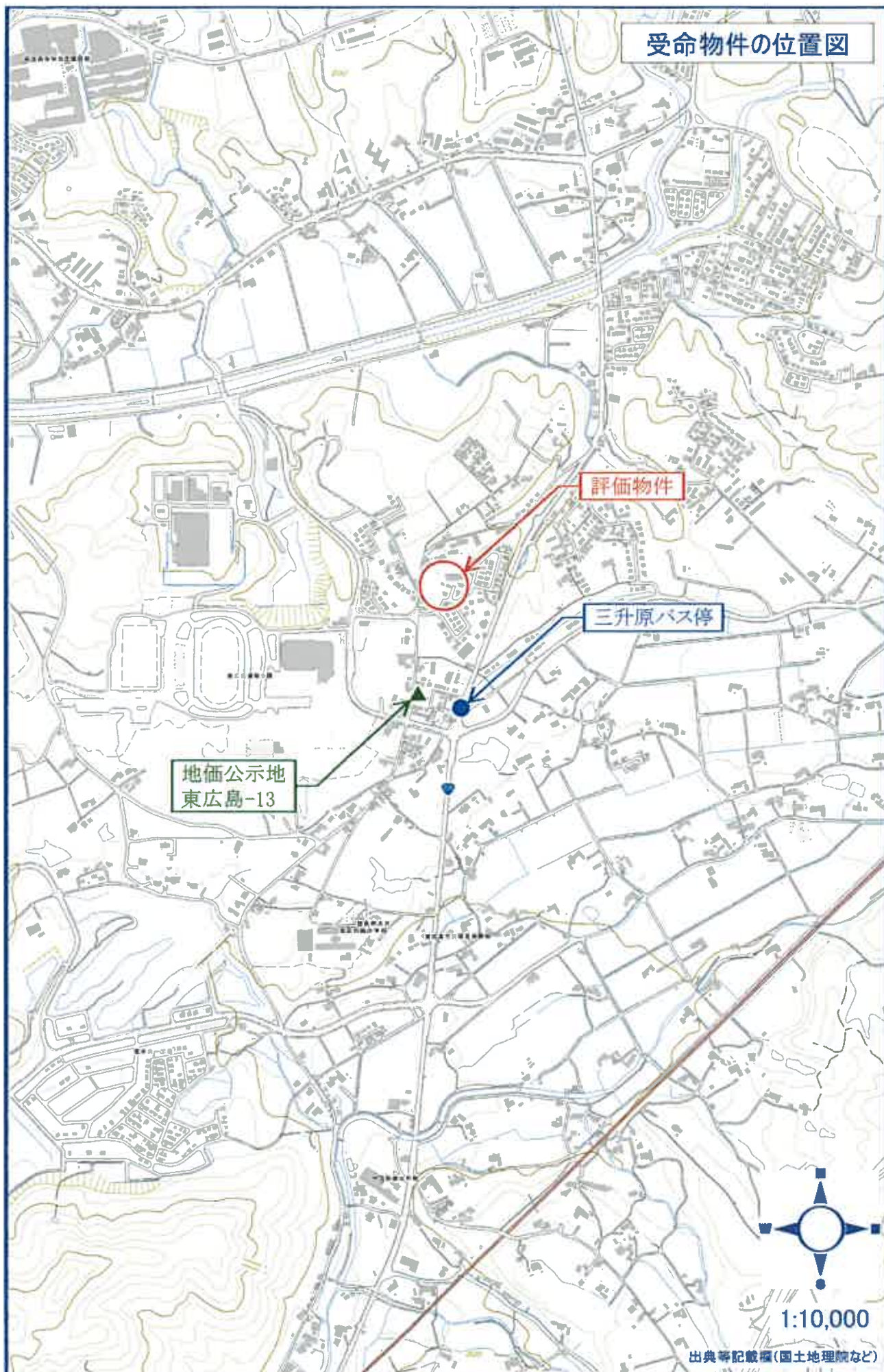
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

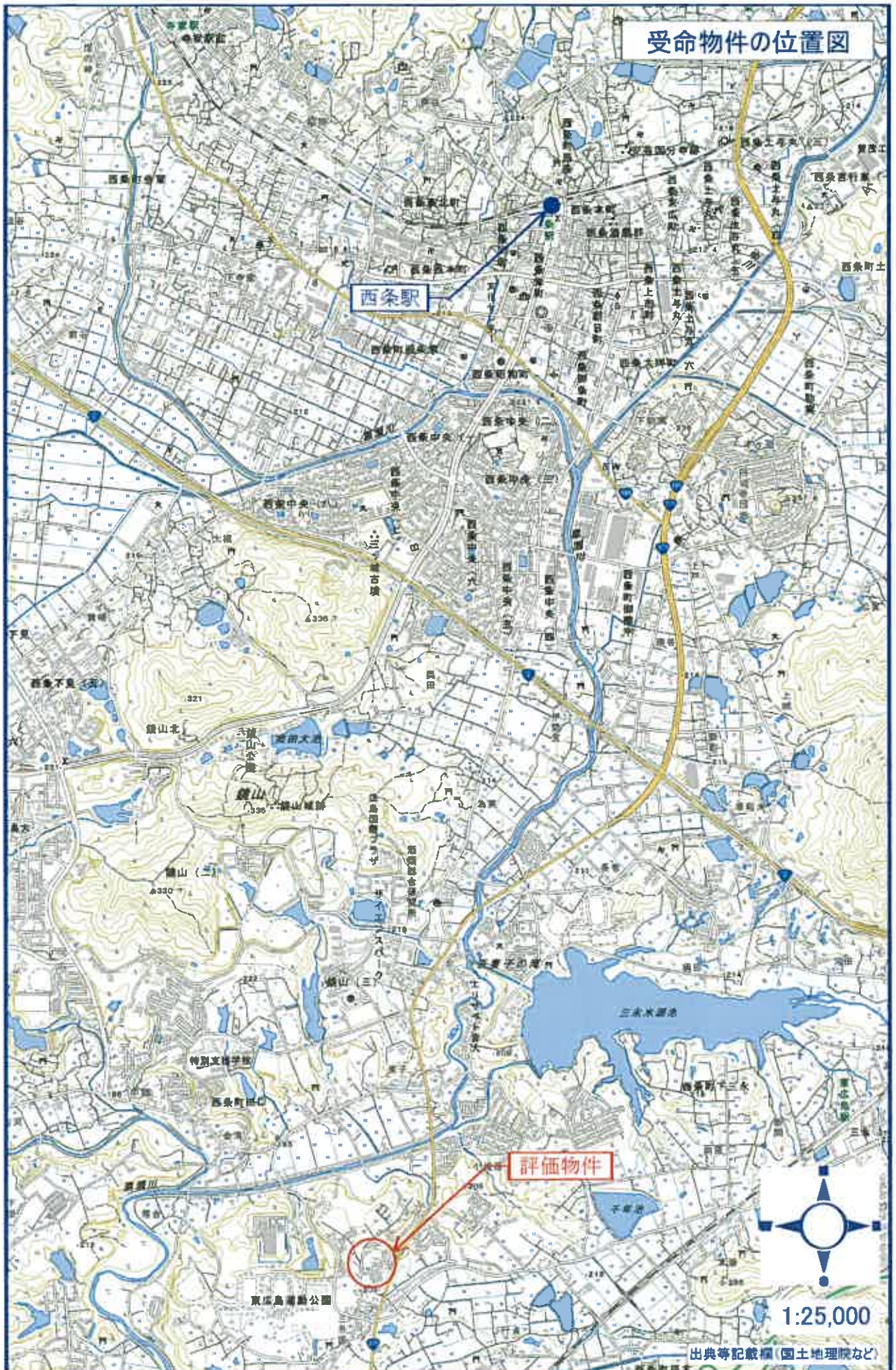
- 1 受命物件の位置図（縮尺：1/10,000, 1/25,000）
- 2 公図写し（法務局備付）（A3→A4縮小）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）（A3→A4縮小）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）（A3→A4縮小）
- 5 建物間取図（見取図）

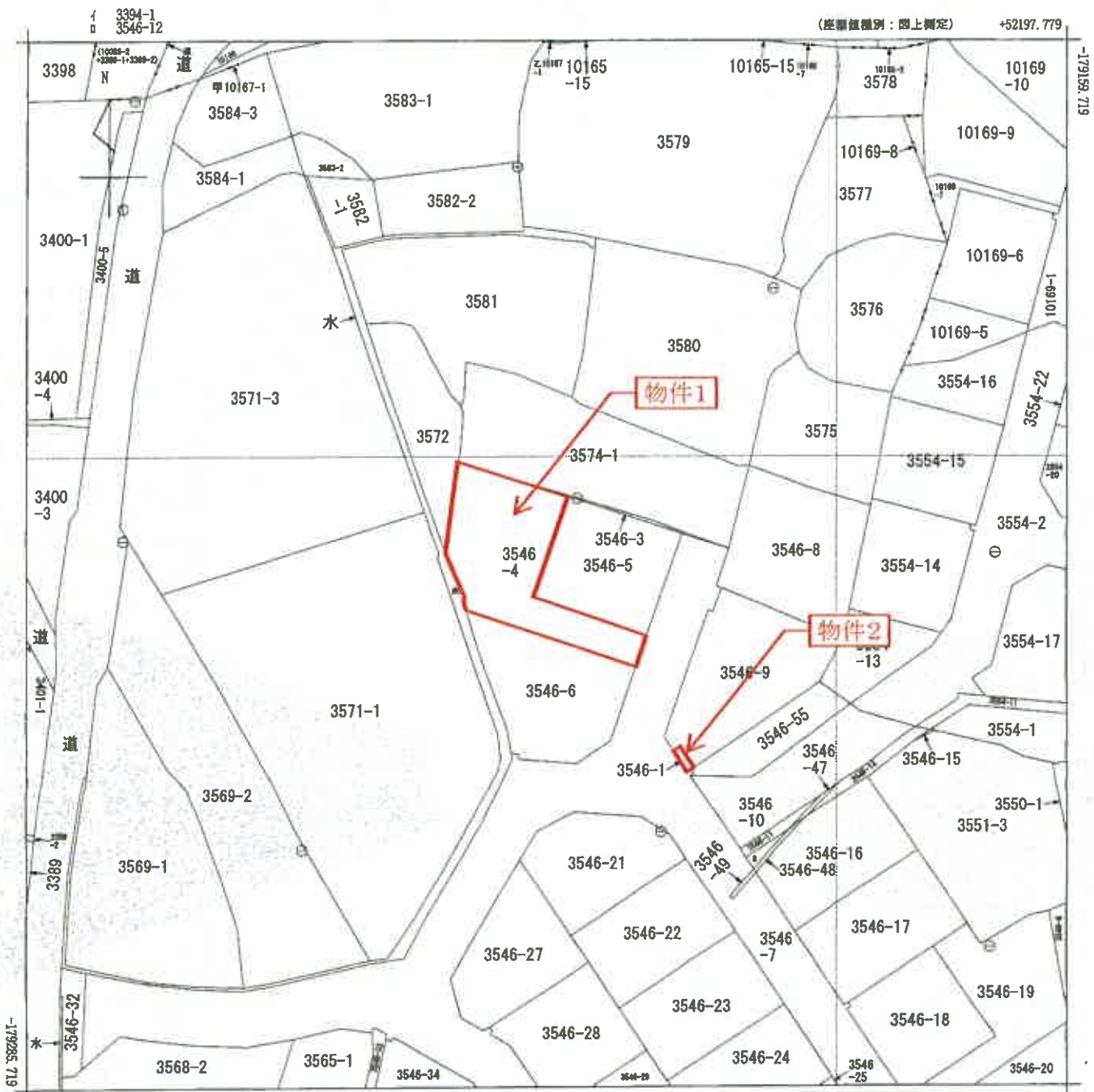
以 上

受命物件の位置図



受命物件の位置図





地番区域見出
西条町田口

請求部	所 在 東広島市西条町田口字三升原				地 番 3546番4					
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	Ⅲ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(広島法務局東広島支局管轄)
令和7年4月17日
広島法務局

受命物件の公図写し
(A3→A4に縮小)

(広島法務局東広島支局管轄)

令和7年4月17日

広島法務局

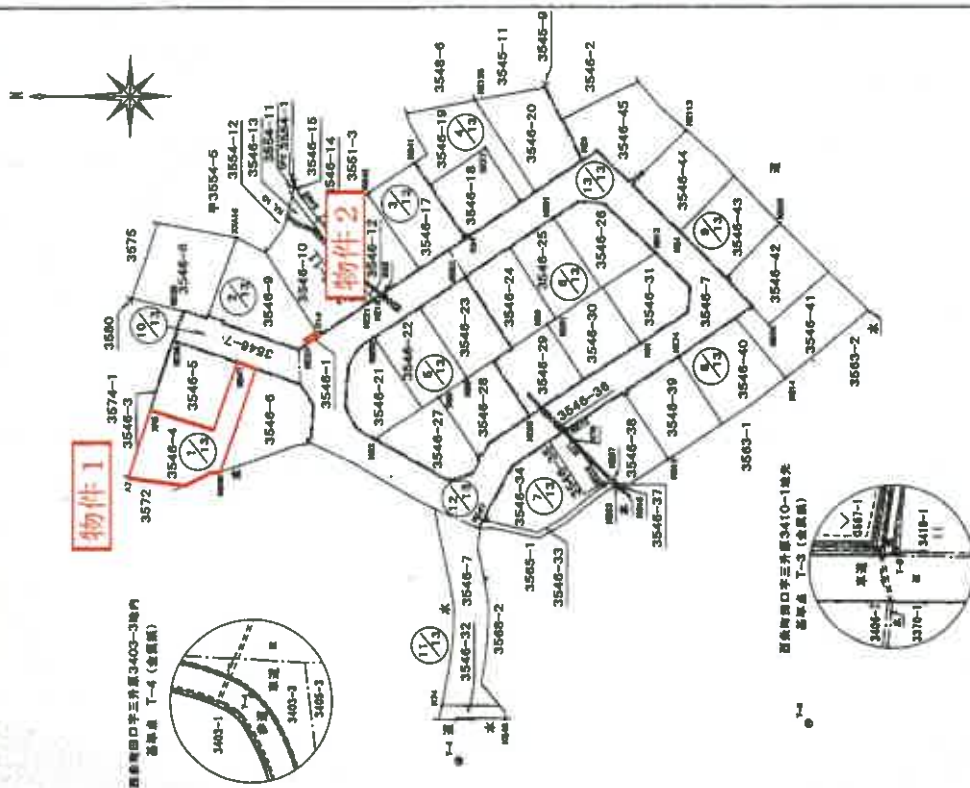
制經旨

土地積測量

地	香	3546-1
		3546-3~3546-45

土地の所在 東広島市西条町田口字三升原

受命物件の
地積測量図写し
(A3→A4に縮小)

[illegible]

年度	平成22年11月26日
産 産 系	

縮尺 $1/1000$

申請人

12月8日作製)

作製者

東京新聞 ⑤・・・石炭 ⑥・・・ブラスアーク ⑦・・・コンクリート ⑧・・・食糧 ⑨・・・交通 ⑩・・・関係

令和7年4月17日 広島法務局

登記官

地区整理番号：M04055 (2/14)

土地測量 土地測量

2/14

地番	3546-1 3546-3~3546-45
----	--------------------------

土地の所在 東広島市西条町田口字三升原

任

物件 1

① $\frac{1}{13}$

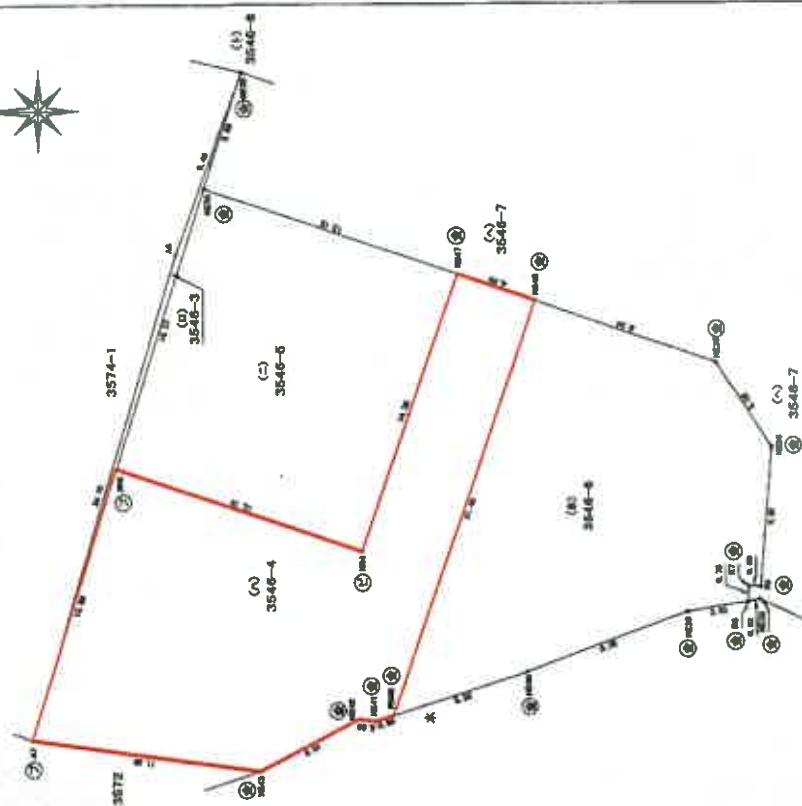


号	(注)	3546-3	Y 值	X 值	Z 值	Ym (20-1-20-1)	Ym (20-1-20-1)	原 照
A7	507177979	1104.744	10.43	1.44	2.878	2118	2118	12.85
A5	037777777	1100.172	1182.744	-4.777	1.777	2118	2118	12.85
9230	222222222	1086.817	1700	1.070	1.070	20322	20322	9.49
9235	222222222	1086.817	1700	1.070	1.070	1453	1453	9.49
9238	222222222	1086.817	1700	1.070	1.070	1453	1453	9.49
A6	198111105	1057.467	1057	-0.467	10.424	17118	17118	24.72
色温			11, 632794	照 度	8.91	8.91	8.91	8.91

[illegible]

項目	単位	X	Y	Z	$2\pi n(1-2\pi n-1)$	$Yn(1-2\pi n-1)$	面積
0773278		1100.17	1066.14	-7.732	-8172.2810	12.78	
284		1066.48	1061.792	-16.732	-8174.8804	14.36	
2247		1062.417	1066.20	1.22	8246.14844	13.12	
2247		1066.817	1071.20	16.732	8246.14844	14.37	
合計						198.00000	198.00000
合計			372.010000				198.00000

年 度	35-40	41-50	51-60	61-70	71-80	81-90	91-100	101-110	111-120	121-130	131-140	141-150	151-160	161-170	171-180	181-190	191-200	201-210	211-220	221-230	231-240	241-250	251-260	261-270	271-280	281-290	291-300	301-310	311-320	321-330	331-340	341-350	351-360	361-370	371-380	381-390	391-400	401-410	411-420	421-430	431-440	441-450	451-460	461-470	471-480	481-490	491-500	501-510	511-520	521-530	531-540	541-550	551-560	561-570	571-580	581-590	591-600	601-610	611-620	621-630	631-640	641-650	651-660	661-670	671-680	681-690	691-700	701-710	711-720	721-730	731-740	741-750	751-760	761-770	771-780	781-790	791-800	801-810	811-820	821-830	831-840	841-850	851-860	861-870	871-880	881-890	891-900	901-910	911-920	921-930	931-940	941-950	951-960	961-970	971-980	981-990	991-1000	1001-1010	1011-1020	1021-1030	1031-1040	1041-1050	1051-1060	1061-1070	1071-1080	1081-1090	1091-1100	1101-1110	1111-1120	1121-1130	1131-1140	1141-1150	1151-1160	1161-1170	1171-1180	1181-1190	1191-1200	1201-1210	1211-1220	1221-1230	1231-1240	1241-1250	1251-1260	1261-1270	1271-1280	1281-1290	1291-1300	1301-1310	1311-1320	1321-1330	1331-1340	1341-1350	1351-1360	1361-1370	1371-1380	1381-1390	1391-1400	1401-1410	1411-1420	1421-1430	1431-1440	1441-1450	1451-1460	1461-1470	1471-1480	1481-1490	1491-1500	1501-1510	1511-1520	1521-1530	1531-1540	1541-1550	1551-1560	1561-1570	1571-1580	1581-1590	1591-1600	1601-1610	1611-1620	1621-1630	1631-1640	1641-1650	1651-1660	1661-1670	1671-1680	1681-1690	1691-1700	1701-1710	1711-1720	1721-1730	1731-1740	1741-1750	1751-1760	1761-1770	1771-1780	1781-1790	1791-1800	1801-1810	1811-1820	1821-1830	1831-1840	1841-1850	1851-1860	1861-1870	1871-1880	1881-1890	1891-1900	1901-1910	1911-1920	1921-1930	1931-1940	1941-1950	1951-1960	1961-1970	1971-1980	1981-1990	1991-2000	2001-2010	2011-2020	2021-2030	2031-2040	2041-2050	2051-2060	2061-2070	2071-2080	2081-2090	2091-2100	2101-2110	2111-2120	2121-2130	2131-2140	2141-2150	2151-2160	2161-2170	2171-2180	2181-2190	2191-2200	2201-2210	2211-2220	2221-2230	2231-2240	2241-2250	2251-2260	2261-2270	2271-2280	2281-2290	2291-2300	2301-2310	2311-2320	2321-2330	2331-2340	2341-2350	2351-2360	2361-2370	2371-2380	2381-2390	2391-2400	2401-2410	2411-2420	2421-2430	2431-2440	2441-2450	2451-2460	2461-2470	2471-2480	2481-2490	2491-2500	2501-2510	2511-2520	2521-2530	2531-2540	2541-2550	2551-2560	2561-2570	2571-2580	2581-2590	2591-2600	2601-2610	2611-2620	2621-2630	2631-2640	2641-2650	2651-2660	2661-2670	2671-2680	2681-2690	2691-2700	2701-2710	2711-2720	2721-2730	2731-2740	2741-2750	2751-2760	2761-2770	2771-2780	2781-2790	2791-2800	2801-2810	2811-2820	2821-2830	2831-2840	2841-2850	2851-2860	2861-2870	2871-2880	2881
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	------



⑤...石鼓 ⑥... $T=2\pi\sqrt{\frac{m}{k}}$ ⑦... $2\pi\sqrt{\frac{m}{k}}$ ⑧... $2\pi\sqrt{\frac{m}{k}}$ ⑨... $2\pi\sqrt{\frac{m}{k}}$ ⑩... $2\pi\sqrt{\frac{m}{k}}$

作製者

12月8日作製)

中 國 人

縮尺 1/250

測量年月日	平成22年11月26日
測量系	

1/250

令和7年4月17日 広島法務局

土地家園調查士
作製者

年12月8日作製)

申請人

縮尺 250

測量年月日	平成22年11月26日
測量系	

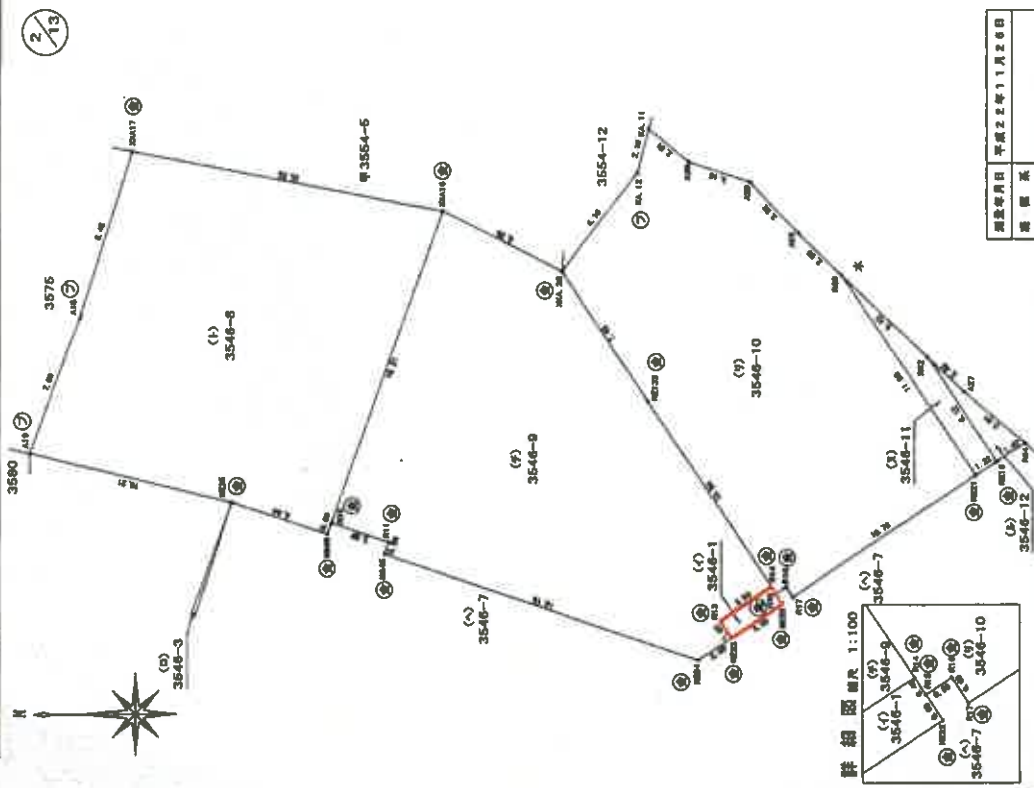
物件 2

任意座標

土地積測所在圖

地 番	
3546-1	
3546-3~3546-45	

土地の所在 東広島市西条町田口三升原

[illegible]

登記年月日：平成24年7月17日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和7年4月17日 広島法務局
(広島法務局東広島支局第2課)

登記官

各 階 平 面 図 建 物 図 面

家屋番号 3546番4

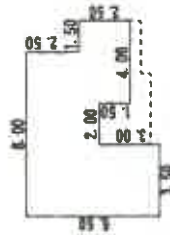
建物の所在 東広島市西条町田口字三升原3546番地4

物件3

1階



2階

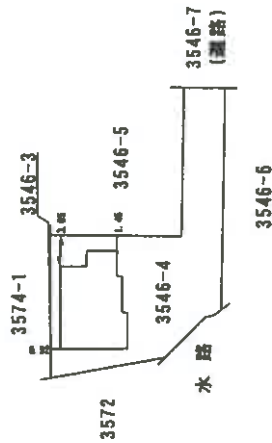


求 積 表

1.50 × 3.00	=	4.5000
1.00 × 5.50	=	5.5000
3.50 × 6.00	=	21.0000
3.50 × 6.50	=	22.7500
合計		53.7500
床面積		53.75 m ²

求 積 表

1.50 × 2.50	=	3.7500
2.50 × 5.00	=	12.5000
2.00 × 3.50	=	7.0000
3.50 × 6.50	=	22.7500
合計		46.0000
床面積		46.00 m ²



受命物件の
建物図面
・各階平面図写し
(A3→A4に縮小)

作成者 土地家

作成 24年7月17日作成

縮尺 1/250

申請人

縮尺

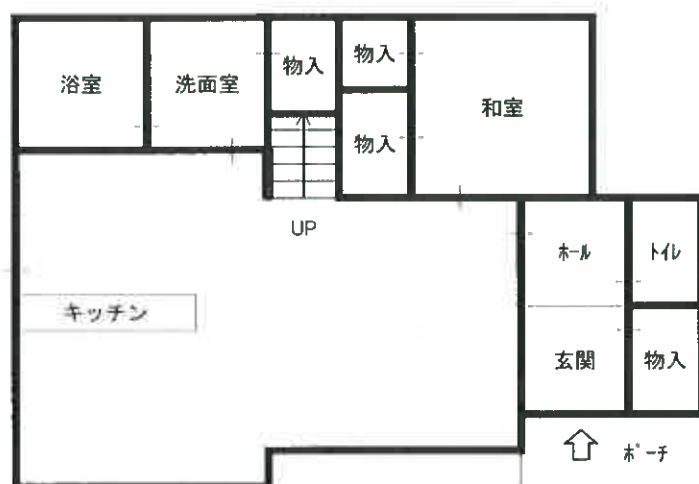
1/500

間取図

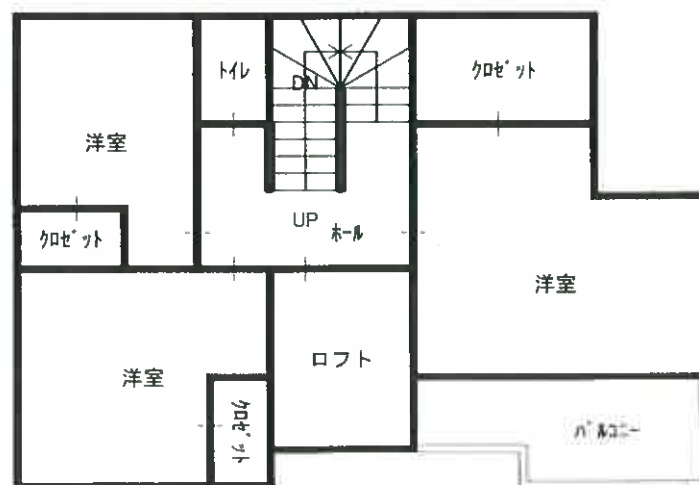
縮尺 約1/100



1階



2階



塔屋

